

太田市家庭系一般廃棄物の適正排出に関する要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第157号。以下「規則」という。）第3条に基づき家庭系一般廃棄物の排出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般廃棄物のうち市民の日常生活に伴って生ずるごみをいう。
- (2) ごみステーション 市が行う一般廃棄物の収集に際し、家庭系一般廃棄物を排出する所として市のごみステーション位置図に明示された場所をいう。
- (3) 指定ごみ袋 家庭系一般廃棄物をごみステーションに排出するために定められた容器をいう。
- (4) 粗大ごみ処理シール 家庭系一般廃棄物のうち、粗大ごみを排出するときに貼付することを定められたものをいう。

(排出区分)

第3条 家庭系一般廃棄物を排出するときは、別表に定めた排出区分に従い、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ又は危険ごみに分類して排出しなければならない。

(指定ごみ袋の使用等)

第4条 市民は、ごみステーションにもえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみを排出するときは、排出区分に応じた指定ごみ袋を使用し、又は粗大ごみ処理シールを貼付するものとする。

(排出日時)

第5条 市民は、家庭系一般廃棄物をごみステーションに排出するときは、地区ごとに別に定められた日（以下「収集日」という。）の早朝から午前8時30分までに行わなければならない。ただし、次に掲げる日は家庭系一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月3日まで

(排出場所)

第6条 家庭系一般廃棄物の排出場所は、あらかじめ決められたごみステーションとする。ただし、家庭系一般廃棄物を自らごみ処理施設に持ち込む場合のごみ処理施設は、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ又は太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザとする。

(家庭系一般廃棄物の排出量)

第7条 家庭系一般廃棄物の収集日に1世帯で排出できるごみの量は、次の各号に掲げる分別区分に応じ、原則として当該各号に掲げる量とする。

- (1) もえるごみ 指定ごみ袋でおおむね2袋以内
- (2) もえないごみ 指定ごみ袋でおおむね2袋以内

(排出方法の遵守)

第8条 市民は、ごみステーションに家庭系一般廃棄物を排出するときは、第3条から前条までに規定する排出方法等に従い家庭系一般廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

2 市長は、前項の事項に違反する者に対して、適正な排出を行うよう指導することができる。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則


この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

排出区分	種 別	例示及び排出上の注意点	排出方法
もえるごみ	生ごみ	水切りを良くする（貝殻、卵の殻を含む。）。	指定ごみ袋
	紙おむつ	汚物を除く。	
	雑草	土を除く。	
	角材、剪定枝	太さ10センチメートル以下、長さ60センチメートル以下	
	皮革製品	金具を取り除く。	
	プラスチック製品	資源化分別できないものに限る。	
	その他もえるごみ		
もえないごみ	陶器類	茶碗 植木鉢	指定ごみ袋に入るもの。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定するもの（エアコンディショナー、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機及びパソコン）を除く。
	金属製品	なべ フライパン 金属食器類	
	ガラス類	窓ガラス ガラス食器類	
	家庭電化製品		
	資源ごみ以外のビン、カン	中身を除く。	
	その他もえないごみ		
粗大ごみ	家具	テーブル、椅子等で最大長辺が100センチメートル程度まで	粗大ごみシールを貼付
	家庭電化製品	特定家庭用機器再商品化法及び資源の有効な利用の促進に関する法律に規定するもの（エアコンディショナー、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機及びパソコン）を除く。	

	寝具、敷物	布団1枚程度のものを限度とし、折り畳み散乱しないように束ねる。	
	自転車	転倒しないようにする。	
	その他粗大ごみ		
資源ごみ	ビン	中を洗い、キャップを取り、透明と色付きを分けて出す。	市が配置する容器
	カン	中を洗う。	
	その他プラスチック容器	キャップは外し、中をすすいで水切りをして出す。	
	白色トレイ	ラップやラベルを取り、よく洗って乾かして出す。	
	紙パック	洗って、開いて、乾かして束ねて出す。	
	ペットボトル	キャップやラベルを取り、中をすすいで水切りをして出す。	
	その他資源ごみ		
資源ごみ	新聞・雑誌・ダンボール	ひもで縛って出す。	集団回収・資源倉庫
	雑がみ	雑誌の中に挟み込んで出すか、  マークのある紙袋にまとめ、ひもなどで縛って出す。	
危険ごみ	カセットボンベ・スプレー缶	中身を使い切る。	市が配置する容器
	使い捨てライター	ガスを使い切る。	
	蛍光管・電球	割れないようにケース等に包む。	
	水銀体温計	割れないようにケース等に包む。	
	乾電池	袋に入れる。	
	その他危険ごみ		
<p>注意 例示及び排出上注意点の欄に規定された大きさ又は数量を超える場合は、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ又は太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザへ直接搬入とする。</p>			